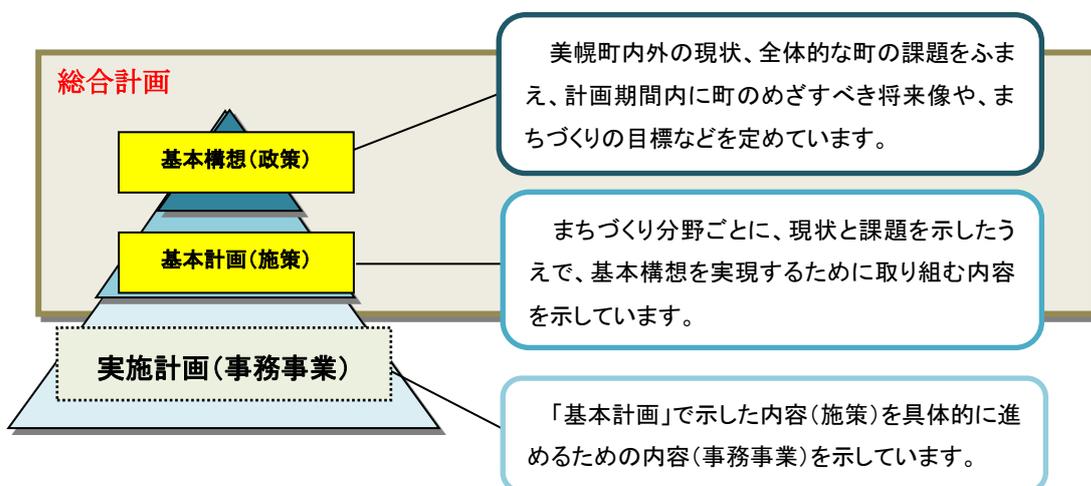


第6期美幌町総合計画第4次実施計画

第6期美幌町総合計画実施計画（以下「実施計画」という。）は、基本構想に定める将来像である「ひとつがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ」の実現を目指し、基本計画に定められた各施策に係る具体的な事務事業について掲載しております。

1 実施計画の位置付け

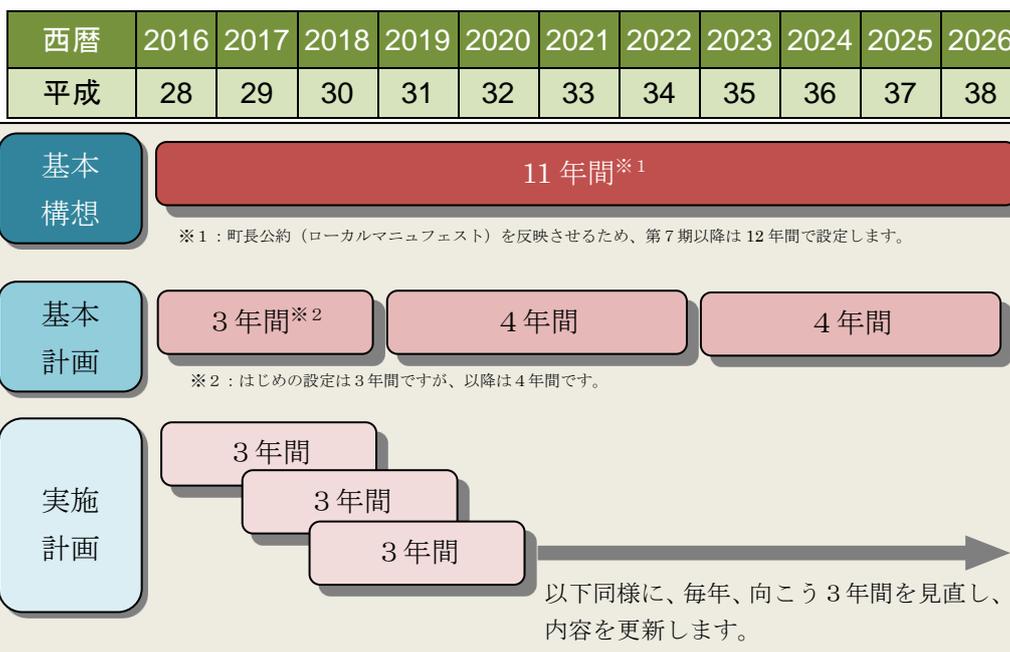
実施計画は、第6期美幌町総合計画（平成28年～平成38年）において、次のとおり位置づけられております。



2 実施計画の期間

この実施計画（第4次）の期間は、平成31年度から平成33年度までの3年間です。

実施計画は、実績の評価や情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、3年間のローリング方式により、毎年策定します。



3 実施計画の対象事業

実施計画の対象事業は、第6期美幌町総合計画の基本計画に定められた施策を具体的に進めるための事務事業であり、以下の事業を対象としております。

(1) 投資的経費

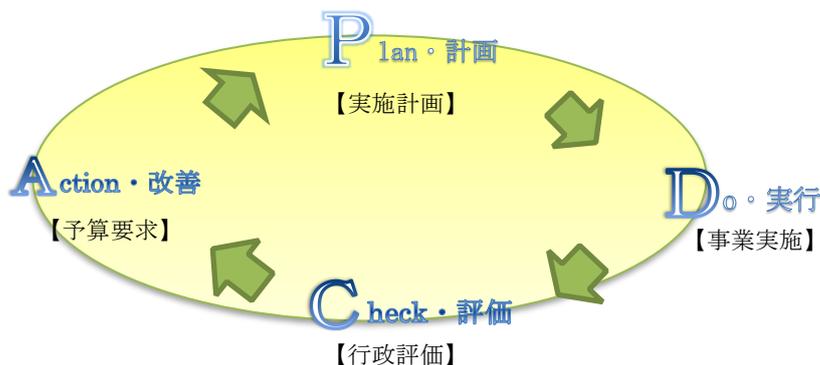
- ①建設事業
- ②概ね100万円以上の備品購入事業
- ③資本形成のための補助金
- ④概ね100万円以上の政策的事業

(2) 政策的経費

- ①新規又は制度等の大幅な変更を要するソフト事業
- ②町民要望を実現するための政策的事業
- ③既に実施している事業のうち、町民サービスの向上を目的としてレベルアップを行う事業
- ④町長のマニフェストを実現するための事業

4 実施計画の着実な推進

実施計画を着実に推進していくために、行政評価と予算編成と項目をリンクさせPDCAサイクルによる進行を図ります。



5 留意点

実施計画に掲載している各事業は、計画策定段階における予定事業であり、財政状況の変化や事業の進捗状況などにより変更することがあります。

※「元号を改める政令」の施行により、5月1日から新元号が「令和」となりましたが、本計画書は元号改正前に年度計画等を作成しているため、元号を「平成」で表記した箇所がありますが、「令和」と読み替えてください。

